

《愛知県遺児手当》

対象 離婚・死亡・行方不明などで父または母がいない家庭、父または母が重度の障害（身障手帳1〜2級、療育手帳A判定）の状態にあり、18歳以下（18歳に達した年度の末日まで）の児童を養育している方  
支給月日 4・8・12月（原則25日ノ申請月の当月から支給）  
支給額 月額 子ども一人あたり）

区分	支給額
1〜3年目	4500円
4〜5年目	2250円
5年経過後	なし

所得により支給制限があります

《田原市遺児手当》

対象 離婚・死亡・行方不明などで父または母がいない家庭、父または母が重度の障害（身障手帳1〜2級、療育手帳A判定）の状態にあり、18歳以下（18歳に達した年度の末日まで）の児童を養育している田原市に住所を有する方  
支給月日 7・11・3月（原則25日ノ認定月の翌月から支給）  
支給額 月額

区分	支給額
1人につき	5000円

手当制度

障害者（児）のための



《田原市障害者手当》

対象 田原市内に住所を有し「身体障害者手帳」「療育手帳」「精神障害者保健福祉手帳」のいずれかを所持している方  
支給月日 7・11・3月（原則25日）  
支給額 月額

身体障害者手帳

区分	支給額
1級	6000円
2級	5000円
3級	4000円
4級	2000円
5級	1000円
6級	800円

療育手帳

区分	支給額
A判定	6000円
B判定	1500円
C判定	1000円

精神障害者保健福祉手帳

区分	支給額
1級	2500円
2級	2000円
3級	1000円

《愛知県在宅重度障害者手当》

対象 次のいずれかに該当する方  
・1〜2級の身体障害者手帳所持者  
・A判定（IQ35以下）の療育手帳所持者  
・3級の身体障害者手帳とB判定（IQ50以下）の療育手帳所持者  
・施設に入所していない方  
支給月日 4・8・12月（原則25日）  
支給額 月額

区分	支給額
第1種	1万6100円
第2種	7000円

所得により支給制限があります

《障害児福祉手当》

対象 次のすべてに該当する方  
・20歳未満で、精神または身体に重度の障害があり、日常生活で常に介護を必要とする方  
・障害を支給理由とした年金を受けていない方  
・施設に入所していない方  
支給月日 5・8・11・2月（原則10日）  
支給額 月額

区分	支給額
A種	2万1540円
B種	1万5540円
C種	1万4380円

所得により支給制限があります

《特別障害者手当》

対象 次のすべてに該当する方  
・20歳以上で、精神または身体に重度の障害があり、日常生活で常に特別な介護を必要とする方  
・施設に入所していない方  
・継続して3か月以上の入院をしていない方  
支給月日 5・8・11・2月（原則10日）  
支給額 月額

区分	支給額
A種	3万3530円
B種	2万7530円
C種	2万6440円

所得により支給制限があります

《特別児童扶養手当》

対象 重度または中度の心身障害児（20歳未満）を監護・養育している方  
支給月日 4・8・11月（原則11日）  
支給額 月額

区分	支給額
重度	5万750円
中度	3万3800円

所得により支給制限があります

これらの制度の必要な手続きは、それぞれ異なります。詳しくはお問い合わせください。